

トチツーカーアプリサービス利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、株式会社北國銀行（以下、「銀行」といいます）が提供するトチツーカーシステムに関してアプリサービスの利用を申込みした方（以下、「ユーザー」といいます）の遵守事項並びに銀行及びユーザーの権利義務関係を定めることを目的とします。
2. ユーザーは、本規約に記載のすべての事項に同意する必要があります。ユーザーは、アプリサービスの利用にあたり、あらかじめ本規約を精読し、理解した上で同意するものとします。
3. ユーザーがアプリサービスを利用した場合、ユーザーは本規約を読み、理解し、かつこれに従うことに同意したものとします。
4. 前二項に従って銀行とユーザーとの間に、アプリサービスの利用契約が成立します（以下、「アプリサービス利用契約」といいます）。

第2条（定義）

本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) トチツーカーシステム 銀行が提供するデジタル地域通貨システムをいいます。
- (2) アプリサービス 銀行がユーザーに提供するトチツーカーシステムに関するアプリ上のサービスをいいます。
- (3) トチツーカーアカウント 銀行所定の手続を経て開設される、アプリサービスにおいてユーザーに割り当てられた固有のアカウントをいいます。
- (4) トチポ トチツーカーシステムを利用して発行されるポイントであって、ユーザーのトチツーカーアカウントにおいて保有され、ユーザーが加盟店店舗で対象商品等の代金等の決済のために使用することができるポイントをいいます。なお、1ポイントは1円に相当します。
- (5) 独自ポイント 発行体が別途定める加盟店店舗でのみ対象商品等の代金等の決済のために使用することができるポイントをいいます。
- (6) トチポ等 トチポ及び独自ポイントの総称をいいます。
- (7) トチポ等サービス トチポ等による対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。
- (8) トチカ 銀行がトチツーカーシステムを利用して発行するデジタル地域通貨であって、トチカウォレットを開設しているユーザーのトチカウォレットにおいて保有され、ユーザーが加盟店店舗で商品やサービス等の代金等の決済のために使用することができます。なお、1トチカは1円に相当します。
- (9) トチカサービス トチカによる対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。
- (10) トチカウォレット トチカサービスを利用するためにユーザーが銀行所定の手続を経て開設するトチカを管理するアプリサービス上の機能をいいます。また、トチカウォレットにて管理するトチカに対して、利息は付与されません。
- (11) トチツーカーサービス トチポ等サービス、トチカサービス及びそれらに付随して提供されるサービスを総称していいます。
- (12) 加盟店 アプリサービスによる決済を受け入れる、銀行との間で銀行所定の加盟店契約を締結した者をいいます。
- (13) 対象商品等 取引の対象となる物品、役務、情報、権利等をいいます。
- (14) 加盟店店舗 加盟店が運営し、加盟店が銀行に届け出て銀行の承認を得た店舗をいいます。
- (15) 決済手段 対象商品等の代金等につき、アプリサービスで認められている支払方法の総称をいいます。

す。

- (16) 取引 ユーザーと加盟店店舗間において対象商品等の売買契約、提供契約等の締結をすることをいいます。
- (17) 顧客情報 アプリサービスの利用のため必要となる氏名、生年月日、性別、住所、メールアドレス、その他のユーザーに関する銀行所定の情報 (Digital Platformer 株式会社 (以下、「DP 社」といいます) が運営する ID 発行・本人確認用アプリ「SHIKI」から受け取る本人確認情報を含みます) をいいます。
- (18) 提携金融機関 銀行が指定するトチツーカーサービスに関して銀行と提携する金融機関をいいます。

第3条 (アプリサービス)

1. ユーザーは、銀行所定の本人確認方法による本人確認を経たうえで、銀行に顧客情報を提供し、アプリサービスの利用申込をするものとします。ユーザーは、顧客情報が常に最新のものであるように維持するものとします。
2. アプリサービスを利用するユーザーは日本に居住している個人とし、ユーザーはアプリサービスを日本国内でのみ利用するものとします。また、ユーザーが未成年者である場合は、あらかじめ自身の法定代理人の同意を得た上で、アプリサービスを利用するものとします。当該ユーザーは、銀行から法定代理人に対し、同意の確認の連絡をする場合があることにあらかじめ同意するものとします。
3. 銀行は、ユーザーの確認をするために必要な問い合わせをする場合があります。この問い合わせには、例えば、銀行がユーザー本人を確認するために合理的な範囲で役立つ情報の提供をお願いすること、銀行のデータベースに対して、若しくはその他の情報源を通して、ユーザーの顧客情報を確認することなどが含まれます。銀行は、かかる情報を取得し、又は確認することができなかった場合、ユーザーのアプリサービスのご利用について、アクセスの制限、一時停止又は解除をすることができるものとします。
4. 銀行は、その理由又は通知の有無に関わらず、単独かつ完全な裁量により、ユーザーからの利用申込を承認し、又は拒否することができます。利用申込を拒否した場合、銀行は、ユーザーに対してその理由を開示する義務を負わないものとします。
5. 前項の規定に基づき銀行の承認を得た者は、アプリサービスの利用のために入力したメールアドレスやパスワード等を厳格に管理し、第三者その他のトチツーカーアカウントにアクセスする正当な権限を有さない者にこれを利用させてはならず、かつ、その盗用その他の不正利用を防止する措置を自らの責任において行うものとします。
6. アプリサービスに係る一連の通信はすべて正当な権限を有するユーザーにより行われたものとみなし、銀行は、不正利用その他の事故等により生じた損害について、銀行に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとします。また、不正利用されたことにより銀行に損害が生じた場合、当該ユーザーは当該損害を賠償するものとします。

第4条 (決済)

ユーザーは、決済手段によって取引の決済をすることができます。

第5条 (サービス料金)

アプリサービスは、銀行とユーザーにおいて別途合意をした場合を除き、無料とします。

第6条 (解約)

1. ユーザーは、本規約に定める条件及び銀行所定の方法によりアプリサービスを解約することができます。

2. 前項に基づく解約と同時に、当該ユーザーはアプリサービスを利用することができなくなるものとします。この場合、銀行は、当該ユーザーのアプリサービスに関するデータを削除することができるものとします。
3. アプリサービスが解約された場合やその他アプリサービスの利用ができなくなった場合、当該解約時点又は銀行が別途定めた場合には当該時点で、アプリサービスに関連して保有する権利は自動的に失われるものとします。この場合、銀行は、補償又は返還等を行う義務を負わないものとします。
4. 銀行は、第1項に基づく解約後も、当該ユーザーがアプリサービスの利用のために登録した情報を保有又は利用することができるものとし、ユーザーはこれを了承するものとします。
5. ユーザーは、第1項に基づく解約後においても、解約時点で銀行又はその他の第三者に対して本規約に基づき負担する一切の義務及び債務（損害賠償支払義務を含みますが、これに限られません）を免れないものとします。
6. 銀行は、第1項に基づく解約により当該ユーザー及びその他の第三者に生じた損害につき、銀行に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとします。
7. ユーザーが、第1項に基づく解約後、再度アプリサービスの利用を希望する場合は、再度本規約に従って、アプリサービス利用開始の手続きを行い、第3条第4項の規定に基づき銀行の承認を得なければならないものとします。この場合においても、ユーザーは、当該ユーザーが解約前に利用できたアプリサービスの情報及び当該ユーザーがアプリサービスに関連して保有する権利が引き継がれないことを了承するものとします。

第7条（ユーザーとしての遵守事項）

ユーザーは、以下の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、要綱又は本規約及び本規約に付随して制定される特約、ガイドライン及びマニュアル等（以下「本規約等」といいます）に違反する行為。
- (2) 公序良俗に反する行為。
- (3) 銀行又は第三者の財産権（知的財産権を含む）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為。
- (4) 銀行又は銀行の提供する商品若しくはアプリサービスの社会的評価を低下させる行為。
- (5) アプリサービスの正常な提供又は運営を妨げる行為。
- (6) 不正アクセス、有害なコンピュータープログラム等の送信、その他トチツーカーシステムの正常な運用を妨げる行為。
- (7) 他の人物又は企業その他の団体を名乗る行為。
- (8) 他人のトチツーカーアカウントを利用する行為。
- (9) 商業用の広告、宣伝を目的とした行為。
- (10) 選挙運動に関するあらゆる行為にアプリサービスを利用すること。
- (11) マネーロンダリング及びテロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令及び犯罪関与等に抵触する行為。
- (12) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為。
- (13) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為。
- (14) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為。
- (15) トチツーカーシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、トチツーカーシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他銀行によるアプリサービスの運営又は他のユーザーによるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。

- (16) アプリサービスを提供する目的から逸脱した行為。
- (17) アプリサービスの利用を行わないよう扇動する行為。
- (18) 前各号に定める他、銀行がその裁量により不相当であるとみなす行為、またアプリサービスの運営方針に外れるとみなす行為。

第8条（アプリサービスの利用停止及び解除）

1. 銀行は、ユーザーが以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしにユーザーのアプリサービスの全部又は一部の利用を停止することができ、ユーザーのアプリサービス利用契約を解除することができるものとします。この場合、銀行は、その理由を説明する義務を負わないものとします。
 - (1) 法令又は本規約に違反したとき。
 - (2) ユーザーが登録した顧客情報が虚偽の情報であるとき。
 - (3) ユーザーの登録した顧客情報が既存の登録と重複しているとき。
 - (4) ユーザーが死亡したとき。
 - (5) 本規約に基づく銀行からユーザーへの本人確認の求めに対して、当該ユーザーが銀行の指定した期限又は合理的な期間が経過するまでに応じなかったとき。
 - (6) 前各号の他、ユーザーとの取引継続を困難とする相当の事由が生じたとき。
2. 銀行は、ユーザーにつき第1項各号に定める事由が生じた可能性があるとして認めた場合、違法行為への関与が疑われる場合その他銀行が必要と認める場合には、当該ユーザーが関与する取引の停止又は解除その他の措置をとることができるものとします。
3. 本条に定める措置は、銀行のユーザーに対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
4. 銀行は、銀行に故意又は重過失がない限り、本条に定める措置によりユーザーに生じた損害につき責任を負わず、利息その他名目を問わず追加の金銭を支払わないものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、銀行に対して、アプリサービスの利用契約成立日において、自らが以下の各号のいずれにも該当しないことを、ここに表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力団。
 - (2) 暴力団構成員（準構成員を含む。以下、同様とする）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者又は業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員。
 - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人の構成員。
 - (5) 前各号に準じるもの。
2. ユーザーは、銀行に対して、アプリサービスの利用契約成立日において、以下の各号のいずれにも該当していないことを、ここに表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力団等（第1項各号に該当する者を指します。以下同様です）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有す

ること。

(5) 役職員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3. ユーザーは、自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

(1) 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること。

(2) 風説の流布、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること。

(3) 法的責任を超えた不当な要求をすること。

(4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

(5) 前各号に準ずる行為を行うこと。

4. 銀行は、アプリサービスの利用契約成立日以降に (a) 第1項各号及び第2項各号に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また (b) 前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

5. 本条による解除は、銀行のユーザーに対する損害賠償請求を何ら妨げるものではないものとします。

6. 本条による解除によってユーザーに損害が発生した場合でも、銀行は責任を負いません。

第10条 (システム)

銀行は、アプリサービスを提供するためのトチツーカーシステムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びデータベース、並びにトチツーカーシステムにより表示される Web サイト及びアプリケーション画面その他の画面等について、ユーザーにあらかじめ通知することなくその内容や仕様を変更することができるものとします。

第11条 (サービスの一時停止)

1. 銀行は、アプリサービスの運営又はトチツーカーシステムの保守運用上の必要が生じた場合、システムに負荷が集中した場合、アプリサービスの運営に支障が生じると銀行が判断した場合、ユーザーのセキュリティを確保する必要があると判断した場合その他銀行の裁量により必要であると判断した場合には、ユーザーに事前に通知することなく、アプリサービスの全部又は一部の提供を一定期間停止することができるものとします。なお、この場合、銀行は、ユーザーに対し、損害賠償等の責めを負わないものとします。

2. 天災地変、戦争、内乱、法令 (日本及び日本以外の国又は地域の制定するものを含みます。以下同じ。) の改廃・制定、公権力の処分、経済情勢の著しい変動その他不可抗力により、アプリサービスの履行不能又は遅延が生じたときであっても、銀行は銀行に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第12条 (サービスの終了)

1. 銀行は、銀行の裁量により、アプリサービスの全部又は一部を終了及び変更することができるものとします。

2. 銀行は、アプリサービスの終了及び変更による損害について、ユーザー及び第三者に対して銀行に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第13条 (本規約等の変更)

1. 銀行は、相当の事由があると判断した場合には、本規約又は民法第 548 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に従い、本規約等をいつでも変更することができるものとします。
2. 銀行は、本規約等を変更するときは、ユーザーに通知し、又は銀行のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。
3. ユーザーが本規約等の変更に同意した場合、本規約等の変更の効力が生じた後、ユーザーがアプリサービスを利用した場合（この場合には、変更後の本規約等に同意したものとみなします）又は民法第 548 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に従った本規約等の変更の効力が生じた場合、変更後の本規約等が適用されるものとします。

第 14 条（ユーザー間の紛争）

1. 銀行が別途明示的に定めた場合を除き、銀行は、ユーザーがアプリサービスを利用して行うユーザー同士の紛争に関し、当事者、代理人又は仲立人とならないものとします。
2. 銀行が別途明示的に定めた場合及び銀行に責めがある場合を除きユーザーは、アプリサービスに関してユーザー間で紛争が生じた場合には、すべてユーザーの責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して銀行が対応費用等（弁護士費用を含みますがこれに限られません）の支出を余儀なくされた場合、ユーザーはその全額を銀行に支払うものとします。

第 15 条（利用許諾）

銀行はユーザーに対し、ユーザーによる利用を唯一の目的として、アプリサービスの非独占的な利用権を許諾します。アプリサービスには、ユーザーがアプリサービスを利用するために必要となる銀行所定のコンピュータープログラム及びこれに関連したユーザーガイド、マニュアル等のドキュメント（電子データの形態のものを含みます）が含まれます。

第 16 条（知的財産権）

アプリサービスにおける文章、イラスト、写真、動画、プログラムその他一切のコンテンツの著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は銀行又は DP 社に帰属します。ユーザーは、あらかじめ銀行又は DP 社の書面の承諾を得た場合を除き、これらの複製、改変、公衆送信、販売その他二次利用はできないものとします。

第 17 条（個人情報等の取り扱い）

1. 銀行は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って個人情報等を取り扱うものとします。
2. ユーザーは、銀行がアプリサービスを運営するためにトチツーカーシステムの管理保守業務を委託する場合において、相手方に対し、銀行が必要な措置を講じたうえでアプリサービスに関する情報を提供し、委託先が委託の範囲内で利用することについて同意するものとします。

第 18 条（インターネット接続環境）

1. アプリサービスの利用には、インターネットに接続する必要があり、ユーザーの費用と責任において、アプリサービスを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。
2. 銀行は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、保証又は関与せず、ユーザーに対するサポートも行いません。また、銀行は、アプリサービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。

せん。

3. ユーザーは、アプリサービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器の種類等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更されたりする可能性があることを理解した上で、アプリサービスを利用するものとします。
4. ユーザーがインターネット回線を通じて行うアプリサービスへの入力、アカウントの解約その他の手続は、トチツカシステムに当該手続の内容が反映された時点をもって有効に成立するものとします。
5. ユーザーは、トチツカシステムを複製、修正、改変又は解析し、不正にアクセスしてはならないものとします。また、ユーザーはトチツカシステムを第三者に貸与又は利用させてはならず、トチツカシステム又はその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

第 19 条（端末の盗難・紛失等）

ユーザーがアプリサービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失があった場合、ユーザーのアプリサービスの情報が詐欺・漏洩にあった場合、その他アプリサービスの不正利用の可能性が生じた場合、ユーザーは直ちに銀行所定のアプリサービス利用停止手続を行うものとします。

第 20 条（損害賠償）

1. ユーザーが本規約に違反した場合、故意又は過失を問わず、当該ユーザーが、当該違反により損害を受けた他のユーザー及び第三者に対する損害賠償責任を含む一切の責任を負うものとします。また、ユーザーがかかる違反行為を行ったことにより、銀行が損害を被った場合には、当該ユーザーは当該損害を賠償するものとします。
2. 銀行は、銀行によるアプリサービスの提供の停止、終了又は変更、アプリサービスの利用によるデータの消失又は機器の故障、ユーザーがアプリサービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失、アカウント情報の詐欺・漏洩等、その他アプリサービスに関連してユーザーが被った損害につき、銀行に故意又は重過失がない限り、賠償する責任を負わないものとします。銀行の責任は、銀行の過失による債務不履行又は不法行為によりユーザーに生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限ります。

第 21 条（登録事項の変更）

1. アプリサービスを利用するユーザーは、銀行所定の登録事項に変更があったときは、銀行所定の手続により、銀行に通知するものとします。
2. 前項の登録事項に変更があったにもかかわらず、ユーザーが銀行に対して通知していない場合、銀行は、登録事項に変更がないものとして取り扱うことができるものとします。
3. ユーザーが第 1 項の通知を行わなかったことにより生じた損害については、銀行は一切責任を負わないものとします。

第 22 条（通知）

1. 銀行は、アプリサービスに関連するユーザーへの通知、連絡等（以下、「通知等」と総称します）を、アプリサービスに登録された電子メールアドレス宛での電子メールの送信、アプリサービスメニュー画面への掲載、又は書面の郵送その他銀行がその都度任意に選択する方法により行うことができるものとします。
2. ユーザーは、アプリサービスに登録されているユーザーのメールアドレスその他の登録情報に変更が

あった場合には、直ちに銀行所定の方法により変更手続を行うものとします。アプリサービスに登録されているユーザーのメールアドレスその他の登録情報が不正確あるいは未更新である、サービスプロバイダーにより阻止されている、又はその他の理由で、ユーザーが銀行からの電子メールを受信することができなかった場合においても、銀行は、アプリサービスに登録されているユーザーのメールアドレスに送信した時点をもって、ユーザーに通知等をしたものとします。

3. 通知等がアプリサービス上のメニュー画面への掲載その他ウェブサイト上に掲載する方法によりなされた場合、当該通知等を掲載した時点で、銀行からユーザーに提供したものとします。
4. 通知等が書面の郵送その他の方法によりアプリサービスに登録されたユーザーの連絡先に宛てて発信された場合、当該通知等は当該連絡先へ通常到達すべき時に到達したものとします。

第 23 条（契約上の地位）

1. ユーザーは、銀行の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分をすることはできないものとします。
2. 銀行がアプリサービスに係る事業を第三者に譲渡する場合、当該事業の譲渡に伴い、ユーザーの本規約に基づく契約上の地位、本規約に基づく権利・義務及びアカウント情報その他の情報を、銀行は当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき、あらかじめ承諾するものとします。

第 24 条（その他の規定）

1. 銀行が本規約上の権利を行使しなかった場合でも、かかる権利を放棄するものではありません。
2. 銀行が日本語以外の言語に翻訳した本規約をユーザーに提供した場合で、日本語版と翻訳版との間に矛盾があるときは、日本語版が優先するものとします。
3. 本規約は、法律に基づいて銀行が有することができる権利を制限しないものとします。
4. 本規約は、ユーザーと銀行との間で完全な合意を規定したものであり、且つユーザーとの間で従来存在するすべての書面又は口頭による取り決め、合意、又は言明した事項に優先するものとします。
5. 本規約の一部の規定が適用のある法律に基づいて無効であり、又は法的強制力がない場合、その規定以外の条項が有効に存続し、効力且つ法的強制力を有するように改正を行うものとし、法律が許容する限り、最大限に当事者の意思を反映させるものとします。
6. アプリサービス利用契約が理由の如何を問わず終了した場合においても、第 6 条第 2 項から第 7 項、第 7 条、第 8 条第 2 項から第 4 項、第 9 条第 5 項及び第 6 項、第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条第 2 項及び第 4 項（当該終了の日までに発信された通知等に関してのみ）、第 23 条、第 26 条及び第 27 条は、無期限になお効力を有するものとします。

第 25 条（協議事項）

本規約等に定めのない事項及び本規約等の解釈の疑義については、ユーザー及び銀行は、信義に従い誠実をもって協議することによって解決を図るよう努めるものとします。

第 26 条（準拠法）

アプリサービス利用契約及びこれに関連してユーザーと銀行との間で形式又は名目の如何を問わず締結される契約それぞれの成立及び効力の準拠法は、日本国法とします。

第 27 条（裁判管轄の同意）

ユーザーと銀行との間で訴訟の必要が生じた場合は、銀行の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、法定の専属管轄に服すべき場合はこの限りではありません。

第 28 条（苦情相談窓口・金融 ADR 措置）

銀行のアプリサービスに関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

- ・【お問い合わせ窓口】 トチツーカーヘルプデスク
（株式会社北國銀行）
電話番号：0120-122-711
受付時間：平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
（北國銀行休業日を除く）

第 29 条（他規約等の準用）

アプリサービスに関し、本規約のほか、別途定める利用規約等が適用されるものとします。

制定日：2023 年 10 月 2 日

改訂日：2024 年 3 月 25 日